

お知らせ！

違反点数制度の導入開始！

丹波市排水設備等指定工事店の違反行為に対する処分等に関する規程を作成しました！

令和3年4月1日から、条例に規定する処分適用について、詳細を定めた「丹波市排水設備等指定工事店の違反行為に対する処分等に関する規程」の運用を開始します。

内容は、下記の違反内容により違反点数を加点し、警告・処分を行います。

処分の内容

違反点数	処分内容
40点以上	1月間の指定の効力の停止
50点以上	2月間の指定の効力の停止
60点以上	3月間の指定の効力の停止
70点以上	6月間の指定の効力の停止
80点以上	指定の取消し（2年間）

○違反点数の消滅について

効力の停止……処分を受け、当該期間が満了したとき。

指定の取消し……処分を受けたとき。

違反内容及び点数

違反内容	点数
指定工事店の基準に不適合となった状態で工事をしたとき。	80
責任技術者が不在となった状態で工事をしたとき。	80
適切な施工を行わなかったとき。	40
指定工事店の届出内容に変更などがあつた場合の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。	40
下水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。	40
不正の手段により指定工事店の指定を受けたとき。	80

(注)上記の違反を行うと、指定の停止及び取消しとなります。

警告(累積点)

違反内容	点数
排水設備の計画の確認を受けないで施工したとき。	10
工事が完了した日から5日以内に完了届を提出しなかったとき。	10
正当な理由もなく、施工を拒んだとき。	10
適正な工費で施工しないとき、又は工事契約に際し必要事項を明確に示さないとき。	10
全部又は大部分を一括して委託又は下請けさせたとき。	10
名義貸しを行ったとき。	10
天災地変等によるものを除き、1年以内の故障等は無償で補修しなかったとき。	10
災害時等の排水設備の復旧に関して管理者の要請に協力しなかったとき。	10

○警告(累積点)とは

上記の違反を行うごとに加点され、累積により40点以上となった場合、処分されることとなる。

点数の消滅は、違反点数を付されて以後、新たに違反点数を付されることなく2年を経過したとき。

処分に対して不服がある場合

丹波市行政手続条例(平成16年丹波市条例第11号)第13条の規定に基づき、聴聞、弁明の機会がありますので、処分に対して不服等がある時は、下水道課にご相談ください。

問い合わせ先

丹波市 上下水道部 下水道課 TEL: 0795-74-0224

(排水設備等指定工事店担当) FAX: 0795-74-3866

E-mail: gesuidou@city.tamba.lg.jp